

松本平広域公園陸上競技場整備事業

基本設計プロポーザル

実施要領

令和 2 年 2 月
(令和 2 年 4 月改訂)

長野県建設部施設課

目 次

I 趣 旨	1
II 一般事項	1
1 名称	
2 主催者	
3 募集方法	
4 審査	
5 性格	
6 事務局	
III 日 程	2
IV 参加者の資格要件	2
1 参加資格	
2 参加不適格者等	
3 失格基準	
V 審 査	5
1 審査委員会	
2 審査方法	
3 候補者の特定	
4 審査結果の発表	
5 留意事項	
VI 手続き	7
1 実施要領の配付	
2 参加資格書の提出	
3 一次審査書類の提出要請	
4 現地説明	
5 質問回答	
6 一次審査提出書類の提出	
VII 設計業務委託契約	9
1 最適候補者選定後の手続き	
2 設計業務概要	
3 契約	
4 履行状況の確認及び措置	
5 工事受注資格の喪失	
VIII 提出書類の取扱い	10
1 著作権及び意匠	
2 提出書類の使用	
IX 留意事項	10
1 経費の負担	
2 その他	
X Summary	11
○松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル質問書(様式1-1)	12
○松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル現地説明会参加申込書(様式1-2)	13

I 趣 旨

令和9年(2027年)に「第82回国民体育大会」と「第27回全国障害者スポーツ大会」を長野県で開催することとしており、松本平広域公園陸上競技場(以下「本陸上競技場」という。)は、その開・閉会式や陸上競技の会場となる予定です。

本陸上競技場は、昭和52年(1977年)に建設され、翌年に開催された「やまびこ国体」の開・閉会式と陸上競技の会場となりました。その後、長野県内唯一の日本陸上競技連盟第1種公認競技場(以下「第1種公認競技場」という。)として、多くの皆様に利用いただき、長く親しまれてきています。

しかし、建設から40年余の時を経て、施設の老朽化が進むとともに、バリアフリー化も難しい状況にあります。空港に係る高さなどの制限があるという立地条件もあり、照明設備などが現行の第1種公認競技場の仕様を満たしていません。このような状況から競技施設としての機能や大会運営の面、競技者の多様化や裾野の広がりに対応するためのユニバーサル化などの面からの改善が必要とされていました。このため、長野県では、昨年度から本陸上競技場とその周辺の公園の整備について、改修、建替及び新築の3案について様々な観点からの比較検討を行い、建替が最適と判断しました。

本陸上競技場の建設地は、松本平のほぼ中心に位置し、北アルプスや美ヶ原の美しい山並みが一望できるとともに、信州の空の玄関口である信州まつもと空港の滑走路を取り囲む141haの広大な松本平広域公園内にあり、陸上競技場以外にもスポーツやレクリエーションのための様々な施設が、豊かな緑の中に点在するなど、立地に恵まれています。

さらには、空港利用者が、標高3千mを超える山々に囲まれた松本平の美しいランドスケープとともに、陸上競技場などの俯瞰を上空から楽しむこともできます。

従って、陸上競技場の建替にあたっては、アスリートが持つ力を最大限引出し、誰もが使いやすく、大会運営もしやすい陸上競技場となるように機能性、安全性、快適性などを確保することはもとより、恵まれた立地を生かして親しみがあり末永く多くの方々に愛される施設となるよう、環境や防災にも配慮した美しい施設とランドスケープデザインが必要とされています。

このため、新しい陸上競技場やその周辺の整備の設計にあたっては、競技施設やランドスケープに係る高度な専門的知識と審美眼に加えて、地域の特性、計画地とその周辺の固有の様々な課題、施設整備に係る県民や関係者などの意見や要望などを十分理解した上で、設計者と発注者がコミュニケーションを図りながら共同して取り組む必要があります。

そこで、本事業に係る設計者に、競技施設に係る「高度な技術力」、施設やランドスケープに係る「時代を超える美しいデザインを生み出す力」、末永く愛され使い続けられる施設とするための「将来を見越す力」と「県民や関係者などと一体となって設計を練り上げていく力量」を求め、本事業を県とともに共同して進めるパートナーとして最も適した設計者を選考するため、プロポーザルにより広く提案を求めます。

II 一般事項

- 1 名 称 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)
- 2 主 催 者 長野県(以下「県」という。)
- 3 募集方法 公募とします。
- 4 審 査 審査委員会において、最適候補者、候補者及び準候補者(以下「最適候補者等」という。)を選考します。なお、審査は2段階で行います。
- 5 性 格 本プロポーザルは、設計者の基本的な考え方や陸上競技場等の設計に関する技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選考するために実施するものです。提案は選考を行なうための資料とするものであり、設計に際して県が提案された内容に拘束されるものではありません。
- 6 事 務 局 長野県建設部施設課
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
代表電話 026-232-0111(内線3670)
直通電話 026-235-7344
ファクシミリ 026-235-7477

Ⅲ 日 程

- ・ 実施要領等の配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年2月21日（金）～3月27日（金）
- ・ 質問（参加表明書に係るもの）・・・・・・・・・・ 令和2年2月21日（金）～3月17日（火）
- ・ 質問への回答（参加表明書に係るもの）・・・・・・ 令和2年3月23日（月）
- ・ 現地説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年3月9日（月）・3月10日（火）
- ・ 参加表明書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年3月23日（月）～3月27日（金）
- ・ 参加資格通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年4月3日（金）
- ・ 質問（一次審査に係るもの）・・・・・・・・・・・・ 令和2年4月3日（金）～4月10日（金）
- ・ 質問への回答（一次審査に係るもの）・・・・・・ 令和2年4月14日（火）
- ・ 一次審査書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年4月14日（火）～5月22日（金）
- ・ 一次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年6月13日（土）
- ・ 一次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年6月19日（金）（予定）
- ・ 二次審査（インタビュー）・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年7月24日（金）
- ・ 二次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年7月30日（木）（予定）

Ⅳ 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の資格要件等は、次のとおりです。

虚偽の申告と認められる場合や、参加表明書とともに提出する書類で証明できない場合は、失格となります。

1 参加資格

(1) 参加者の人格等

公告日現在において、次のアからソでのいずれにも該当している者、又は、次のアからソまでのいずれにも該当している者を代表構成員（構成員中で出資比率が最大の者をいう。）とし、次のア、イ及びエからソまでのいずれにも該当している者を構成員として自主結成された設計共同体（構成員の数は3者以内）とします。

ア 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日告示第640号）のうち、建築コンサルタント業務の登録（以下「建築コンサルタント業務の登録」という。）を行っていること。ただし、令和2年3月27日（金）17時までに県が定める書類を参加表明書提出書類と同時に提出し、一次審査の前日までに同等の資格があることの確認を受けた場合はこの限りでない。（同等の資格を有する者のみ一次審査の対象者となります。）

イ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ (ア)又は(イ)のいずれかの設計業務の実績（基本設計又は実施設計のいずれかを元請として行ったものであって、公告日の前日までに完了したもの。ただし、設計共同体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）があること。

(ア) 陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポーツ競技場の用途に供する建築物で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（イ）において同じ。）が10,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務

(イ) 体育館等の屋内運動施設の用途に供する建築物で延べ面積が5,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

「入札参加停止措置要領」は、次のホームページを参照してください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/sanka-teshi.html>

- カ 参加表明書の提出時に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画認可の決定を、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画認可の決定を受けていること。
- キ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年10月1日告示第640号)第1に示す建設コンサルタント等の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」)において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- ク 建設コンサルタント等の業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日付け15会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- ケ 建設コンサルタント等の業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後、委託契約約款第31条に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。
- コ 建設コンサルタント等の業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- サ 建設コンサルタント等の業務の入札において、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領(平成25年10月11日付25建技第190号)第20の規程により要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- シ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ス 滞納している県税等徴収金がないこと。
- セ 本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。
なお、経営上密接な関連がある会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- 1) 人的関係のある会社
 - 2) 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士関係にある場合
 - 3) 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - 4) 事業協同組合とその構成員
- ソ 設計共同体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。
- (2) 配置技術者
管理技術者及び主任担当技術者の配置についてそれぞれア及びイに掲げる要件を満たすものとします。
- ア 管理技術者
次の要件を満たす者を配置すること。
- (ア) 参加者の組織に所属していること。この場合において参加者が、設計共同体である場合は代表構成員に所属していること。
 - (イ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者
- イ 主任担当技術者
担当技術者の中から、建築(意匠)、建築(構造)、建築(積算)、電気設備、機械設備、ランドスケープの各部門の責任者として、次の資格要件を満たす主任担当技術者を1名ずつ選定し配置すること。
この場合において管理技術者及び各部門の主任担当技術者は兼任しないこと。
- (ア) 建築(意匠)主任担当技術者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者
 - ・ 参加者の組織に所属している者
 - (イ) 建築(構造)主任担当技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者とする。
 - (ウ) 建築(積算)主任担当技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - ・ (社)日本建築積算協会が付与する建築積算士(建築積算資格者)の資格を有する者、建築工事の積算業務に3年以上の経験を有する者
 - ・ (社)日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士(建築積算資格者)の資格を有する者
 - (エ) 電気設備主任担当技術者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ・ 設備設計一級建築士の資格を有する者

- ・建築設備士の資格を有し、かつ、設計業務（主に電気）に5年以上の経験を有する者
 - (オ) 機械設備主任担当技術者については、次のいずれかに該当する者とする。
 - ・設備設計一級建築士の資格を有する者
 - ・建築設備士の資格を有し、かつ、設計業務（主に機械）に5年以上の経験を有する者
 - (カ) ランドスケープ主任担当技術者については、次のいずれかに該当する者とする。
 - ・技術士建設部門（都市・地方計画）の資格を有する者
 - ・RCCM（造園）の資格を有する者
 - ・造園業務又はランドスケープデザイン業務に10年以上の経験を有する者
- (注意) 協力事務所(参加者の組織でない事務所で、専門分野において技術の提供等をおこなう事務所)へ再委託等をする場合は、当該協力事務所が、本プロポーザルの参加者（当該参加者が設計共同体である場合は、その代表構成員及び構成員）でないこと。
- また、再委託する業務が主たる業務部分の全部を再委託等するものでないこと。
- なお、協力事務所としての重複は妨げない。

<参加資格一覧表>（公告日現在において、いずれも該当している必要があります）

○単体の場合

区分	
(1)ア	長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建築コンサルタントの資格を有している者、若しくは同等の資格があると認められた者であること。
(1)イ	建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
(1)ウ	参加者の実績
	(ア)又は(イ)のいずれかの設計業務の実績（基本設計又は実施設計のいずれかを元請として行ったものであって、公告日の前日までに完了したもの。ただし、設計共同体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）があること。 (ア) 陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポーツ競技場の用途に供する建築物で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。(イ)において同じ。)が10,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務 (イ) 体育館等の屋内運動施設の用途に供する建築物で延べ面積が5,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務
(1)エ～ソ	要件のとおり
(2)ア	管理技術者
	・参加者の組織に所属していること。 ・一級建築士の資格を有する者
(2)イ(ア)	建築（意匠） 主任担当技術者
	・参加者の組織に所属していること。 ・一級建築士の資格を有する者
(2)イ(イ)～(カ)	要件のとおり

(注意)

- ・本プロポーザルに参加する他の参加者である設計共同体の構成員や協力事務所ではないこと。
- ・(1)ウの設計業務実績は、対象業務が公告日の前日までに完了しているものに限る。

○設計共同体的場合（構成員の数は3者以内）

区 分	A者（代表構成員）	B者、C者（代表構成員以外の構成員）
(1)ア	長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタントの資格を有している者、若しくは同等の資格があると認められた者であること。	
(1)イ	建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。	
	参加者の実績	
(1)ウ	<p>(ア)又は(イ)のいずれかの設計業務の実績（基本設計又は実施設計のいずれかを元請として行ったものであって、公告日の前日までに完了したもの。ただし、設計共同体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）があること。</p> <p>(ア) 陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポーツ競技場の用途に供する建築物で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（イ）において同じ。）が10,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務</p> <p>(イ) 体育館等の屋内運動施設の用途に供する建築物で延べ面積が5,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務</p>	不要
(1)エ～ソ	要件のとおり	
	管理技術者	
(2)ア	<ul style="list-style-type: none"> 代表構成員の組織に所属していること。 一級建築士の資格を有する者 	主任担当技術者
(2)イ(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 代表構成員又は構成員の組織に所属していること。 一級建築士の資格を有する者 	
(2)イ(イ)～(カ)	要件のとおり	

(注意)

- 設計共同体の業務形態は、設計プロポーザル実施要領（別冊）P別-13「共同設計方式の取扱い」に適合すること。
- 設計共同体の各構成員は、本プロポーザルの単体参加者又は他の設計共同体の構成員並びに協力事務所ではないこと。
- (1)ウの設計業務実績は、対象業務が公告日の前日までに完了しているものに限る。

2 参加不適格者等

本プロポーザル審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は、参加できません。

3 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

V 審査

1 審査委員会

(1) 委員

最適候補者等選定の審査は、次の6名の委員により組織された審査委員会で行います。

区分	分野	氏名	所属・役職
委員長		古谷 誠章	早稲田大学教授
委員	建築	早部 安弘	早稲田大学教授
		関 邦則	公益社団法人長野県建築士会名誉会長
		上林 功	追手門学院大学准教授
	ランドスケープ	宮城 俊作	東京大学大学院教授
	公園	町田 誠	国土交通省 PPP サポーター

(2) オブザーバー

競技団体及び県関係課をオブザーバーとします。

2 審査方法

次の手順により審査します。

- (1) 審査は2段階とし、審査委員会が、参加者の技術力、経験、創造性、テーマに対する考え方等について、総合的に審査を行います。
- (2) 一次審査では、一次審査提出書類に記載された代表作品、コンセプトに対する考え方、設計方針、業務の実施体制、提案書（エッセンス）などにより評価し、3者程度の二次審査参加者を選考します。
なお、一次審査は公開で行います。

	提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者の経歴書	管理技術者	(様式3) 主な作品、手持ち業務量、主な受賞歴
2	管理技術者の代表作品	管理技術者	(様式4) 主な1作品
3	代表作の設計プロセス	管理技術者	(様式5) ①設計手法、②住民や関係者の意見の反映方法、③問題等が生じた際の解決手法
4	設計方針	管理技術者	(様式6) 設計するうえで、特に重視・配慮する事項など設計方針や設計手法
5	魅力を感じる又は設計コンセプトに共感する運動施設	管理技術者	(様式7) 管理技術者が魅力を感じる又は設計コンセプトに共感する運動施設
6	管理技術者・主任担当技術者	配置技術者	(様式8) 技術者の業務実績
7	業務の実施体制	参加者	(様式9) 本業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体制」「業務進捗管理の体制」「そのほかに特に重視する業務体制等」(提案書に記載する内容を除く)
8	提案書 (エッセンス) ※1	A3用紙 1枚 片面 横使い (文字 10.5 p t 以上) (様式10)	

※1

- ・文章及び概念図等で簡潔に表現する
 - ・概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避ける。
 - ・文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。
- (3) 二次審査では、提案書をもとに公開プレゼンテーションを実施した後、参加者へのインタビューを行い、最適候補者、候補者及び準候補者を選定します。
なお、二次審査は公開で行います。
- (4) 一次審査から二次審査の間に二次審査参加者の代表作品等について現地審査（調査）を行います。
- (5) 現地審査（調査）及び二次審査の詳細は、一次審査通過後、二次審査参加者に通知します（設計プロポーザル実施要領（別冊）P別-17, 18を参照）。

3 候補者の特定

県は、審査委員会から最適候補者、候補者及び準候補者の推薦を受け、最適候補者、候補者及び準候補者の特定を行います。

4 審査結果の発表

- (1) 一次審査の結果については、参加者全員に通知します。
また、二次審査参加者については、県のホームページに掲載して公表します。
なお、二次審査参加者には日時、場所、留意事項等を通知します。
- (2) 二次審査の結果については、二次審査参加者全員に通知します。
また、審査結果並びに最適候補者、候補者及び準候補者については、県のホームページに掲載して公表します。
- (3) 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内に書面により説明を求めることができます。
- (4) 前号の要求に係る県の回答は、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うものとします。
なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じません。

5 留意事項

本プロポーザルに関して、審査委員への事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止します。
なお、審査委員との本プロポーザルに関する接触などの不正な事実が認められた場合は失格となります。

VI 手続き

1 実施要領の配布

- (1) 配付する資料
- ア 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル実施要領
 - イ 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル実施要領（別冊）
 - ウ 付属資料（別冊に記載）
- (2) 配付期間 令和2年2月21日（金）から令和2年3月27日（金）まで
（事務局では、実施要領の閲覧のみとする。なお、事務局での閲覧時間は8時30分から17時まで（土・日曜日及び祝祭日は除く。）とする。）
- (3) 配付場所 県のホームページ
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shisetsu/kensei/soshiki/kencho/shisetsu/index.html>

2 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和2年3月23日（月）から令和2年3月27日（金）17時まで
- (2) 提出場所 事務局

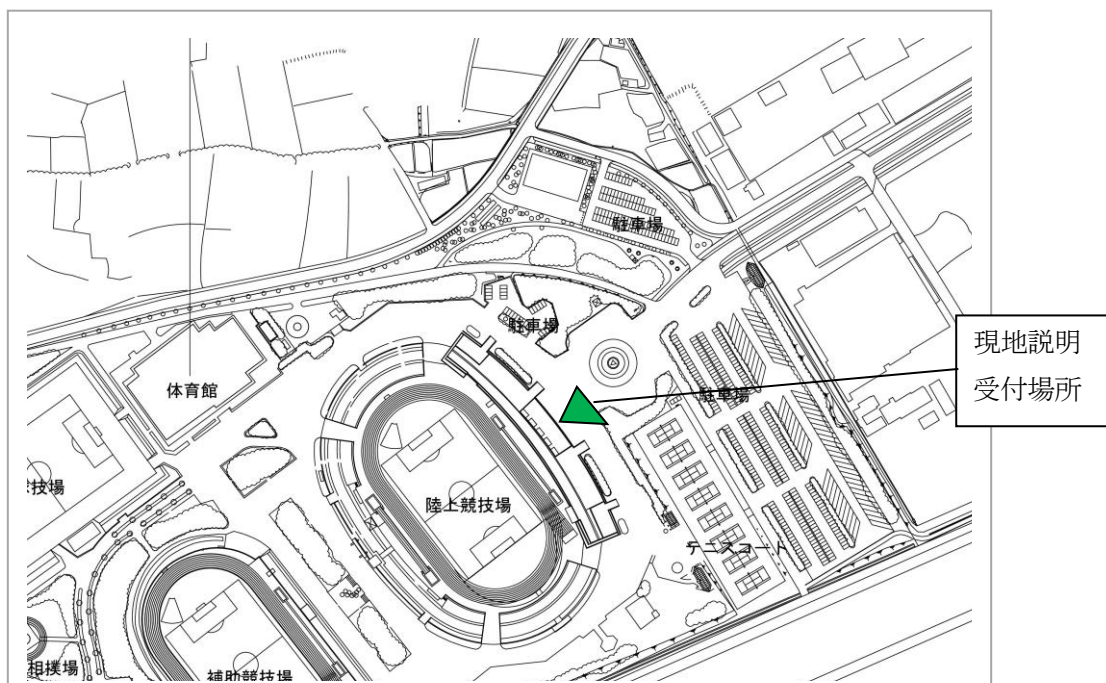
- (3) 提出方法 郵送（「**配達証明付き書留郵便**」に限る。また、提出期間内必着とする。）
ただし、提出期間の最終日（令和2年3月27日（金））のみ、持参での受付も行う。
持参の受付時間は、8時30分から17時までとする。
- (4) 作成方法 「参加表明書提出書類作成要領」による。

3 一次審査書類の提出要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、参加表明書提出者宛てに参加資格通知を令和2年4月3日（金）までに行います。

4 現地説明

- (1) 実施日時 令和2年3月9日（月）
令和2年3月10日（火）
14～17時（受付13時30分～14時）
- (2) 留意事項
- ア 参加を希望する者は現地説明参加申込書（様式1-2）に必要事項を記入しファクシミリ（送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。）又は電子メールで申込みをしてください。
（様式1-2） 提出期限：令和2年3月3日（火）17:00まで
原則として、事前申込のない方は現地説明に参加できません。
参加申込の受理を令和2年3月5日（木）17:00までに事務局からお知らせします。
- イ 現地説明会の参加者は、参加資格要件を満たす者とします。
なお、出席者は、各参加者につき3名以内（設計共同体の場合は1つの設計共同体で3名以内）とします。
- ウ 当日の受付は、陸上競技場1階エントランスとなります。
- エ 現地説明は、事務局の案内により行います。必ず事務局の指示に従ってください。



5 質問回答

- (1) 質問の受付期間
- ア 参加表明書提出書類に係る質問 令和2年3月17日（火）17時まで（必着）
（土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は8時30分から17時までとする。）
- イ 一次審査提出書類に係る質問 令和2年4月10日（金）17時まで（必着）

(土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は8時30分から17時までとする。)

- (2) 受付場所 事務局
- (3) 質問方法 質問は、別添様式1-1により、ファクシミリ(送付後に必ず事務局に受信確認の電話を
するこ
と。)又は電子メールとする。
- (4) 回答
ア (1)のアの質問に係る回答は、令和2年3月23日(月)までに県のホームページに掲載します。
イ (1)のイの質問に係る回答は、令和2年4月14日(火)までに県のホームページに掲載します。

6 一次審査提出書類の提出

- (1) 提出期間 令和2年4月14日(火)から令和2年5月22日(金)
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 郵送(「配達証明付き書留郵便」に限る。当日消印有効。)
なお、令和2年5月22日に郵送する場合は、「配達証明付き書留郵便」かつ「速達」とすること。
- (4) 作成方法 「一次審査提出書類作成要領」による。

VII 設計業務委託契約

1 最適候補者選定後の手続き

- (1) 県は、財務規則に定める随意契約の手続きにより、最適候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、最適候補者と本業務の委託契約を締結するものとします。
- (2) 最適候補者との契約が整わなかった場合は、候補者以下との随意契約の手続きを行うこととします。

2 設計業務概要

- (1) 業務名 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計業務
- (2) 業務箇所 長野県松本市大字今井
- (3) 業務内容 松本平広域公園陸上競技場整備事業に係る陸上競技場本体、既存解体、補助競技場の改修、外構(テニスコート及びマレットゴルフ場の一部)、新陸上競技場周辺部の公園整備の基本設計業務一式(県の定める委託仕様書による建築・建築設備・外構等の設計及び建築基準法・消防法・都市計画法等の事前協議と各種申請手続き等の業務であり、既存施設の改修、切回し、解体の設計を含む。)
- (4) 履行期間 契約日から令和3年2月26日(金)まで(予定)

3 契約

- (1) 契約書の要否 契約書の作成が必要となります。
- (2) 上限額
長野県建築設計業務等積算基準、長野県建築設計業務等積算要領により算出した金額を上限とします。
(消費税については契約時の消費税率を適用します。)
- (3) 契約締結時までにはIV1の、参加資格を満たさないこととなった場合は契約を締結しないこととし、この場合も県は一切の損害賠償の責を負わないこととします。
なお、積算基準については、長野県建築設計業務等積算基準及び長野県建築設計業務等積算要領を適用します(積算基準等については、契約時の基準を適用します。)

4 履行状況の確認及び措置

この要領に基づき契約した委託業務について、履行状況の確認を行い、見積書の徴取時に提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があるときは、契約約款第37条第1項第四号による契約解除を行う事ができるものとします。

5 工事受注資格の喪失

本設計業務を受託した設計者（協力事務所を含む。）と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事（下請工事を含む。）を請負うことはできません。

VIII 提出書類の取り扱い

1 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した提出者にすべて帰するものとします。

2 提出書類の使用

県は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示をする場合に提出書類の提案書が無償で使用することができるものとします。

その他の県が必要と認める場合は、提出者の承諾を得られた場合に限り、一次審査提出書類を無償で使用することができるものとします。この場合、使用に際しては提出者名を明示します。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した提出者において当該第三者に承諾を得ておいてください。

最適候補者と候補者、準候補者の提出書類の提出書は、本プロポーザルに関する記録としてホームページに公開します。

IX 留意事項

1 経費の負担

参加表明書、審査書類の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した経費は、参加者の負担とします。ただし、二次審査の参加者に対しては、県の規定により一定の費用（50万円を予定）を支払います。

2 その他

(1) 提出書類は、VIII 2 の場合を除き、提出者に無断で使用しません。

(2) 提出書類は、最適候補者等の選考作業に必要な範囲において、複製し使用することがあります。

(3) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできません。

(4) 一度受理した提出書類の差替えは認めません。

(5) 参加表明書、審査書類の提出は、1者につき1件とします。

(6) 提出された提出書類は返却しません。

(7) 参加表明書、一次審査書類の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面（様式自由）をもって届け出てください。

なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

(8) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。

(9) 基本設計完了前には、審査委員会による基本設計内容の確認を予定しています。

(10) 本設計プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定による計量単位に限ります。

X Summary

- (1) Nature of the proposals required:
Design development and construction documentation of the buildings of an athletic stadium

- (2) Deadline and mailing address for submission of question forms for the first screening:
Deadline: 5:00pm, March 17, 2020
Please use the *haitatsu shomei-tsuki kakitome yubin* (Registered mail with delivery certificate)
Mailing Address: Facilities & Building Planning Division, Construction Department, Nagano Prefectural Government, Japan
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

- (3) Deadline and mailing address for submission of proposal forms and related documents:
Deadline: 5:00pm, March 27, 2020
Please use the *haitatsu shomei-tsuki kakitome yubin* (Registered mail with delivery certificate)
Mailing Address: Facilities & Building Planning Division, Construction Department, Nagano Prefectural Government, Japan
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

- (4) Contact point for documentation relating to the proposal:
Facilities & Building Planning Division, Construction Department, Nagano Prefectural Government, Japan
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)
TEL +81-26-235-7344 (Contact for inquiries; Japanese only)
FAX +81-26-235-7477
E-mail shisetsu@pref.nagano.lg.jp

(様式1-1) (A4版)

松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル

質 問 書

令和2年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ 印

電話番号 _____

FAX番号 _____

「松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル」について、次の事項を質問します。

質問事項	・ 参加表明書	・ 一次審査提出書類
【該当する質疑に丸印を付ける】		

- 備 考
- 1 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
 - 2 「参加表明書類に係るもの」、「一次審査提出書類に係るもの」の質問は、それぞれ別業にしてください。また、各々提出期限が異なるので注意してください。

(様式1-2) (A4版)

松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル

現地説明 参加申込書

令和2年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____
担当者 _____

「松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル」の現地説明への参加を申込みます。

(いずれかの希望に○印を付けてください)

【令和2年 3月 9日 (月)】

【令和2年 3月 10日 (火)】

(参加者の所属と氏名を記入してください)

所 属	氏 名

提出期限：令和2年3月3日 (火) 17:00 まで

提出方法：ファクシミリ (送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。) 又は電子メールで申込みをしてください。

事 務 局 長野県建設部施設課

(松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル事務局 担当：美谷島、政井)

ファクシミリ 026-235-7477

電子メール shisetsu@pref.nagano.lg.jp

※参加申込の受理を令和2年3月5日(木)17:00までに事務局からお知らせします。